

令和4年（行ウ）第22号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 江本浩二 ほか58名

被告 沼津市長 頼重秀一

令和5年12月27日

訴えの変更に対する答弁書

静岡地方裁判所民事第2部合議C係御中

被告訴訟代理人 弁護士 内田文喬



被告訴訟代理人 弁護士 伊東哲夫



第1 訴えの変更に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。
- との判決を求める。

第2 訴えの変更の理由に対する認否

- 1 同第1項のうち、第1段落については、認める。
第2段落については、認否の必要なし。
- 2 同第2項については、認める。
- 3 同第3項については、争う。
- 4 同第4項については、否認ないし争う。
- 5 同第5項については、認める。
- 6 同第6項については、否認ないし争う。

以上